

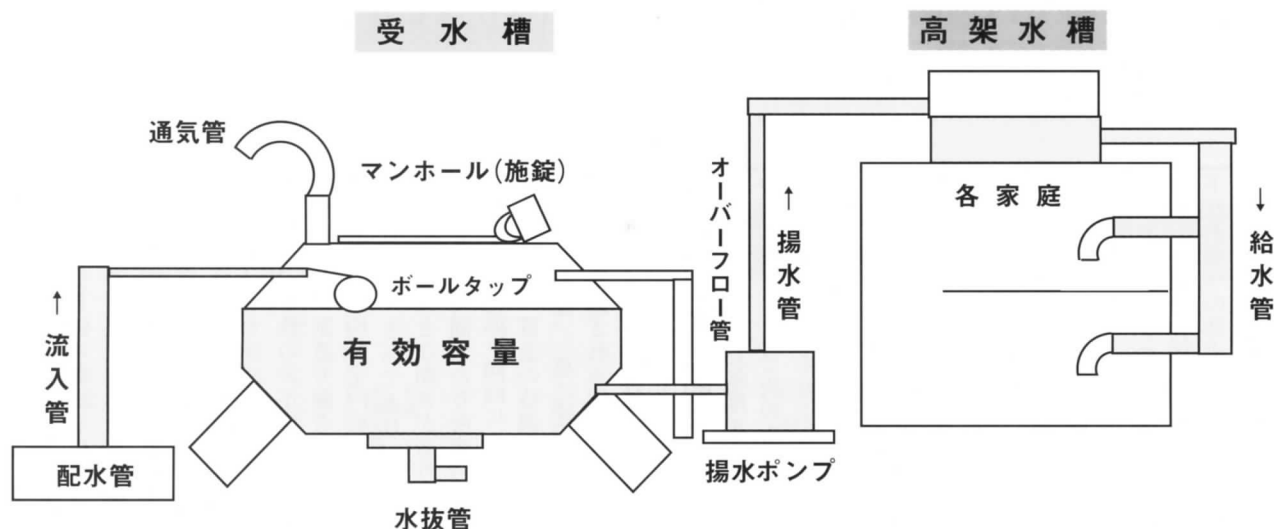
## 水道課からのお知らせ

### ○ビルなどの貯水槽水道の管理の充実について

平成14年4月1日から施行された「改正水道法」により、貯水槽水道については、管理の不徹底に起因した衛生上の問題の発生や水質面での不安を感じる利用者が多いことから、水の供給者である水道事業者が、供給規程(条例)に基づき貯水槽水道の設置者に清掃や検査などの適正な管理の履行を求めることが可能になり、その管理の徹底が図られます。

#### ☆貯水槽(貯水槽水道)とは・・・

ビルやマンションなどの高い建築物では、水道管から供給された水をいったん受水層にため、これをポンプで屋上などにある高架水槽にくみ上げてから、各家庭に給水します。この受水層と高架水槽を合わせた施設を一般的に貯水槽と言います。



#### ☆正しい管理の仕方とは・・・

日頃の管理を怠ると大変な事故につながることもあります。正しい管理の仕方を身につけて安全な水を守りましょう。

1. 1年に最低1回以上、専門の清掃業者に清掃を行ってもらいましょう。
2. 貯水槽にヒビ割れや、水槽内に異物の混入がないか定期的に確認しましょう。
3. 各家庭の蛇口から出る水の臭気・透明などの点検を定期的に行いましょう。
4. 1年以内ごとに、定期的に、厚生労働大臣の指定する検査機関にて検査を行いましょう。

いつでも安心な水を飲むために、お住まいの貯水槽がどのようになっているかを点検してみることをお勧めします。

※この水道法の改正に伴い12月議会に条例改正議案の提出を予定しています。

問合せ先 水道課 業務担当



購入する前に本物の形や特徴などについての知識を得て、品物を見分ける目をもち、信用できる販売店で購入することが大切です。

警察では、消費者の被害防止のため、不正商品の取り締まりなどを強化していますので、おかしいと感じたら気軽に相談してください。

不正商品は、より豊かな、文化的生活を送ろうとする私たち消費者を狙った悪質な犯罪であり、また、私たちが不正商品と知りながらそれらを購入することは、犯罪を助長することになります。

有名ブランドのマークなどを利用し、権利者に無断で作られた「偽ブランド商品」や映画・ビデオ・パソコンソフトなどを無断複製した「コピー商品」などの、いわゆる「不正商品」は、商標権、著作権、特許権などの「知的所有権」を侵害する商品です。

「不正商品にご注意を」

城下町奉行だより